

令和4年10月6日（木）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【前田労働環境対策室長】 定刻前ではございますけれども、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の前田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名全員のご出席となっておりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定により定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、「議事次第」、「海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿」、「配布資料一覧」がそれぞれ1枚。資料右上に資料1と付しております「海上旅客運送業最低賃金」の公示文が2枚。資料右上に資料2と付しております「海上旅客運送業の最低賃金の改正状況」が1枚。横長、資料右上に資料3と付しております「海上旅客運送業に係る労使間協定賃金」が3枚ものとなっております。資料は以上でございます。不足がございましたら事務局のほうまでお申しつけいただければと存じます。

それでは、議事に入りたいと思っております。野川専門部会長、司会進行をお願い申し上げます。

【野川部会長】 それでは、議事を早速進めてまいりたいと存じます。海上旅客運送業最低賃金の改正についてでございますが、前回の部会以降のお話を労使にさせていただいたと理解しております。その結果につきまして、どちらからでも結構ですので、まずはご報告をお願いいたします。いかがでしょうか。

平岡委員。

【平岡委員】 海員組合、平岡でございます。前回以降、今年の旅客船の最低賃金をどういうふうに取りまとめていくかということで、第1回の部会の中でも、縷々こちらは四囲の状況、特に陸上諸産業、その辺のところの動向も踏まえ、やはり踏み込んだ賃上げが必要だ

ということを申し上げておりました。船主側のほうは状況が厳しいと言いつつも改善はできないとは言っていないということで、その辺の水準をどうするかということで、縷々協議を重ねてきましたが、やはりなかなか水準についての隔たりがいまだに詰めることができないというような状況の中で、結論を見いだせていないというのが今の状況です。

【野川部会長】 ありがとうございます。船主側から何か補足はございますか。

【菊池委員】 特にありません。

【野川部会長】 特にございませんか。

【菊池委員】 はい。

【野川部会長】 それでは、今ご報告をいただきましたが、いまだ合意には至っていないということでございますので、まずはこの場で引き続きご意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか、どちらからでも。

中本委員。

【中本委員】 海員組合、中本です。最低賃金改正の考え方について、いま一度申し上げたいと思います。

まず今年の陸上の最低賃金は時給ですが、31円と大幅な改善がされております。類似の労働者の賃金や、会社の支払い能力、物価指数の動向、それらを十分に考慮した上で、労働者の負担を軽減するためにも労使が合意して改定されたと認識しております。そのような状況において、海上旅客運送業の最低賃金についても、物価が上昇していることを十分に考慮した上で、陸上と同じく労働者の負担を考えて改定しなければならないのは、当然のことと思っております。

また、陸上においても海上と同様に、人手不足の状況であり労働者の確保競争が始まっている中で、最低賃金を職業選択の一つの指標として見たときに、海上は改善率が陸上と比べて低いとなると、陸上との確保競争に負けてしまう可能性があり、業界自体が人手不足によって立ち行かなくなることも考えられると思っております。

旅客船業界の中では、大型カーフェリーとか離島航路、それから地域密着の旅客船など、各社各様の様々な事情があると思っておりますが、後継者確保の観点からも大幅な改善は必要不可欠であると思っております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

菊池委員、お願いします。

【菊池委員】 菊池でございます。前回もお話ししたように改定することに特段の異議があるわけではないのですが、やはりこの数年間のコロナ禍において、人流が止まった中で、かなり厳しい状態が続いているというのはもう変わらない中で、双方で話し合いをして、適正な金額というものを決めていかないといけないということは十分に認識しておりますが、厳しいという状況もご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 佐藤です。よろしくお願いします。

菊池委員が言っていたこととほとんど同じなのですが、やっぱりこのコロナ禍の中、3年続いた中、各社みんな厳しい状況が続いていますので、最低賃金なので、会社の経営と違ってあれなんです、先ほど中本委員がおっしゃられたような形で他社との絡みもいろいろありますし、最低賃金を改定することにはやぶさかではないんですが、厳しい状況なので、あまり大きな改定はちょっと難しいかなというふうに考えています。よろしくお願いします。

【野川部会長】 ほかにいかがでしょうか。

平岡委員。

【平岡委員】 コロナ禍で厳しいというような状況を何も否定するものではありませんが、そうは言っても、過去2年間、そういう状況を踏まえながら、最低賃金については決めてきた経緯もあると思っております。

そういう観点から、今年については、やはり陸上がこれまでにない、状況的には今お二人がおっしゃるような状況の中であつたって、陸上は、消費者物価指数の高止まりとか、物価とかその現状を考えればということで、31円という、これまでにない高い、金額で改定されているわけです。

そういうことを踏まえると、他の船団はもう決まっているんですけども、いつまでも、その後をついていくとか、そういうふうな考え方ではなくて、やはり今年においては、これまでの遅れてきた分も取り返すという意味の中においても、やはり旅客船業界における最低賃金がこうあるべきだと決める協議ですので、今までとはちょっと視点を変えたような状況の中で、しっかりもっと踏み込んで、具体的に上げるような考え方を持って臨んでもらわなければ、多分この最低賃金は決まらないと我々は思っていますので、その辺のところは

十分ご理解の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【野川部会長】 ただいま一通り各委員のご意見を伺ひましたが、なおこの場で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ双方の意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じます。方向性を見いだすべく、一旦この場をクローズして、労使で率直に意見交換をしていただきたいと思ひますが、私のほうから少し申し上げたいことがございます。

これから労使で膝を詰めてお話し合いいただきますが、これが、旅客船の船員最低賃金を決める最後の場でございます。今までずっと労使でお話し合いをいただいて、なおここで決着がついていないということは私大変甚だ遺憾に思っております。

これからお話し合いをいただく場で、ぜひ私としては、最低賃金額を労使の合意によって決めていただきたいと思ひます。

その理由は、もちろん、そういう場であるということもございますが、2点申し上げたいと思ひます。

1つは、この部会では、ずっとこれまでも最終的には労使の合意ができず、公益委員の提案により、それを労使に受け入れていただくという形で決まってまいりました。しかし、それが続きますと、そもそもこのように三者構成の部会を設けて、労使の意見を伺うということ自体があまり意味がないではないかという、当然そういう指摘が出ております。

こうした形で、結局は、第三者である公益委員にお願いをして、労使が自分たちで、労使自治の実を上げることができずに、公にお願いをして最低賃金を決めていただくということが続きますと、もうこの部会は、労使を呼ぶ必要はないではないかと。別に公益委員がよく調べて、労使それぞれの意見を聞いた上で、部会としては、もう公益委員だけで決めていいではないかと。そういうことになりかねません。そういったことが生じないためにも、必ず労使の合意でこういうことは決めていくんだという、実際の例を作っていたいただきたいというのが1点です。

もう1点は、もしその場でも、労使の合意ができないということであれば、公益委員が一定の額を掲示することになりますが、その場合には、労使、各委員としては、自分たちで結局は決めることができなかつた。だから、願ひしますという形でこちらに依頼をされるわけですから、それを受けて私どもが提示する最低賃金額については、懸念を表すことはないという前提になりますよね。ご自分たちで決めることができないから我々に依頼するというのであれば、それを受けて提示する我々の額について、なお、文句があるということ

は考えられない、そういうことにならざるを得ません。

しかし、私はそうはしたくない。あくまでも労使が話し合って、この額に決まりましたという形で終わることがこれからのこの部会を健全に維持していくためにも不可欠であると、このように思っております。

ですので、どうぞ、これから場を移して労使でお話をいただきますが、合意に至るように努力をしていただきたいというふうに思います。

では、別室を用意してありますので、よろしく願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでございました。

それでは、ただいまの話合いの結果について、どちらからでも結構でございますので、報告をお願いいたします。

平岡委員、お願いします。

【平岡委員】 部会長から時間をいただきまして、労使で再度、今年の最低賃金をどうするかということで、喧々諤々と協議を行いました。なかなか厳しい状況の中で、最終的に、一律1,000円ということで、今年は決めたいということで、合意に至りました。

【野川部会長】 ありがとうございます。大変精力的なお話合いの結果、労使の合意で一定の額が示されたということ、それぞれいろいろと痛み分けの部分もおりかと思いますが、ありがとうございました。

それでは、今年の最低賃金について結果を読み上げたいと思います。

今年、最低賃金の改正につきましては、職員を1,000円引上げ、事務部職員を1,000円引上げ、部員を1,000円引上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万7,350円を24万8,350円に、事務部職員、19万3,250円を19万4,250円に、部員18万5,900円を18万6,900円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。どうもありがとうございます。以上をもちまして、最低賃金の改正に係る審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事終了することができましたことを、ここで私からも感謝申し上げます。厚く御礼を申し上げます。

それでは、これにて、海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了いたします。

— 了 —